主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高山光雄の上告趣意のうち、憲法三一条、三八条一項違反をいう点は、原 判決の認定するところによると、被告人は、道路交通法違反の容疑で取調べを受け た際、自己の無免許運転が発覚するのを防ぐためAの氏名を自己のもののように警 察官にいつわり告げたうえ、所論供述書に同人の氏名を署名して指印し、私文書で ある同人名義の供述書を偽造して行使したというのであつて、被告人の右行為は黙 秘権の行使とは関係のないものであるから、所論は前提を欠き、その余は、単なる 法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたら ない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五三年一月二七日

最高裁判所第二小法廷

讓		林	本	裁判長裁判官
郎	_	喜	塚	裁判官
豊		田	吉	裁判官
夫	_	本	粟	裁判官